

令和7年度白鷹町調整給付金（不足額給付分・不足額給付Ⅱ） の受付を開始しています

令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる方へ支給した定額減税補足給付金（調整給付金）に不足が生じた方へ、8月18日に「白鷹町調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」「白鷹町調整給付金（不足額給付分）支給確認書」「白鷹町調整給付金（不足額給付Ⅱ）申請書」を送付しています。

「白鷹町調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」が届いた方

（町で振込先を把握できた方）

- ▶ 返送不要です。受給辞退や口座変更の申出がない場合は、9月17日（水）に口座支給します。

「白鷹町調整給付金（不足額給付分）支給確認書」が届いた方

（町で振込先を把握できない方）

- ▶ 確認書の返送期限は、令和7年10月31日（金）（当日消印有効）です。内容を確認し必要事項を記入後、提出書類を添付の上ご返送ください。
 - ▶ 確認書等を審査後、順次指定の口座に振込予定です。
（振込予定日は9/26、10/7、10/17、10/27、11/7、11/17。支給決定通知書の送付は行いませんので口座振込に指定された通帳を記帳いただき、ご確認くださるようお願いいたします）
- ※期限までに返送がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

「白鷹町調整給付金（不足額給付Ⅱ）申請書」が届いた方

- ▶ 対象と見込まれる方へ送付しています。
 - ▶ 内容を確認し必要事項を記入後、提出書類を添付の上ご返送ください。
 - ▶ 申請書の返送期限は令和7年10月31日（金）（当日消印有効）です。申請期限後の提出は受付できません。
 - ▶ 提出書類を審査後、支給日を記載した「支給決定通知書」を送付します。
- ※申請書が届かない人で給付の可否を確認する場合は、お問い合わせください。
- 支給対象者：次のすべてに該当する方
- ▶ 令和6年度に実施した調整給付金の支給対象者に該当していない。
 - ▶ 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前の税額がいずれも0円である。
 - ▶ 本人および扶養親族等として定額減税対象外（合計所得金額が48万円を超えている方や事業専従者（青色・白色）の方）であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主、世帯員にも該当しなかった方。

■白鷹町地域交流広場（鮎貝）の開放について

令和4年度から芝生広場として常時開放しています。ピクニック気分でくつろいだり、家族で気軽にスポーツを楽しむ場などとしてご利用ください。

なお、遊具等のない広いスペースのため、イベント等にもご利用いただけません。イベント開催などにより占有して使用されたい団体等がありましたら、下記までお問い合わせください。
※占有目的により有料の場合があります。

●場所 さくらの保育園東隣、ファミリーマート白鷹さくらの店南側

●面積 約4,500㎡

●利用料 無料

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係
☎8710696



町公式LINE・@InfoCanal 登録者募集中！！

町公式LINEでは、イベント情報を随時配信するとともに、緊急時等のお知らせもいち早く配信しております。

また、防災情報アプリ@InfoCanalでは、災害発生時において正確な情報を迅速に通知します。

下記の二次元バーコードを読み取り、ぜひご登録ください。



町公式LINE ▲



(AppStore用)



(Payストア用)

防災情報アプリ@InfoCanal ▲

マイナンバーカードについてのお知らせ

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

住民票・印鑑証明のコンビニ交付が始まっています！
詳細は二次元バーコードからご確認ください



平日、マイナンバーカードの受取や更新で窓口にお越しになれない方向けに、毎月第4土曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。

期日 ▶ 9月27日(土)・10月25日(土) / 時間 ▶ AM9:00～AM11:30

マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きの際はご予約ください！

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構より封書が届きます。有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。

電話で予約し来庁していただくと待ち時間が少なく手続きができます。

また、前述の土曜日開庁日でもお手続きできますので、その際は予約をお願いします。

※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。

※更新手続きを期限内に行わない場合、マイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。

